

知って
おきたい

みんなの年金ガイド

今月の年金相談

7月9日(木)

10:30～12:00

13:00～15:30

完全予約制

次回は8月6日(木)です。

第1・第2会議室

令和2年度分国民年金保険料の 免除申請の受け付けを開始しました

○保険料の納付が難しい場合は、納付免除・猶予の申請を行いましょ

7月1日から、令和2年度分(令和2年7月1日～令和3年6月30日までの1年間分)の国民年金保険料免除・猶予申請の受付を開始しました。

未納期間は受給資格期間に算入されないため、将来的に年金を受給できなくなる・不慮の事故の際、障害年金や遺族年金を受給できなくなる場合があります。

保険料を納めることが難しい場合は、未納にせず免除・猶予申請を行いましょ。

【申込先】 役場住民生活課社会係・熊石総合支所住民サービス課・落部支所

【必要書類】

- ①個人番号カードまたは個人番号通知カード
- ②年金手帳、年金定期便など基礎年金番号のわかるもの
※①か②のいずれか一方が必要です
- ③来庁する方の本人確認書類(運転免許証など写真付き証明書なら1点、写真無しなら2点)
- ④雇用保険受給資格者証、離職票など(退職による申請の場合)

	老齢基礎年金		障害基礎年金 遺族基礎年金 (受給資格期間への算入)
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部反映)	○
一部納付	○	○(一部反映)	○
若年者納付猶予 学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

● 詳しくは、お近くの「年金事務所」へおたずねください ●

- ◆問い合わせ先 請求手続きや届け出など **ねんきんダイヤル** ☎0570-05-1165
- 函館年金事務所 ・加入手続きや納入相談など(国民年金課) } ☎0138-82-8002
 ・障害年金の請求手続きなど(お客様相談室) } ※アナウンスに従いおかけください。
- 役場窓口 住民生活課社会係(窓口6番) ☎0137-62-2112(内線245)
 熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111

番号のかけ間違いにご注意ください

年金相談は完全予約制です。ご希望の方は、住民生活課社会係までご連絡願います。